

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

福祉資金貸付規程

(目的)

第1条 福祉資金（以下「資金」という。）は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯等に資金を貸付け、住民が安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

(貸付業務)

第2条 貸付業務は、この規程の定めるところにより、琴浦町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを行う。

(借受人の資格)

第3条 借受人は、町内に在住する低所得世帯とし、原則として世帯主とする。

(資金の貸付)

第4条 資金の貸付は、次のとおりとする。

貸付限度	据え置期間	償還方法	貸付利率	償還金支払猶予
2万円以内	貸付の日から 2ヶ月以内	一括払又は月賦 で2ヶ月以内	無利子とする。	猶予はしない。

(保証人)

第5条 資金を借り受けようとする者は、保証人1名を立てなければならない。ただし、償還財源の捻出が確認できるものを会長に提出した者については保証人を必要としないものとする。

(貸付手続)

第6条 資金の貸付を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号、第2号）を会長に提出する。

2 担当民生児童委員は、資金の貸付を受けようとする者の調査をし、民生児童委員調査書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(貸付・決定)

第7条 貸付の可否については会長が決定し、その旨を本人に通知する。

2 借入申込者に償還未決済額があるときは、その償還が終わるまで再貸付をしない。

(貸付)

第8条 資金は、借用証書(様式第4号)の提出により貸付ける。

2 借受人及び保証人は印鑑証明書を提出する。

(貸付金の償還)

第9条 借受人は、指定期日までに貸付金を償還しなければならない。

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、償還期限前であっても直ちに貸付金の一部又は全部を償還させるものとする。

(1) 借受人が借入金の用途を変更し、又は他に流用したとき

(2) 借受人が他の市町村に住居を変更するとき

(償還金の不納欠損処理)

第10条 会長は、止むを得ない特別の事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、運営委員会の承認を得て償還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 不納欠損処分は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 借受人、連帯借受人、連帯保証人及びそれらの相続人(以下「償還義務者」という。)が死亡又は所在不明で、今後とも所在の確認が見込まれないとき。

(2) 償還義務者が無資力又はこれに近い状態にあり、償還する見込みがないと認められるとき。

(3) 当該償還未済額について時効が成立したとき。

(4) その他、会長が特に必要と認めた場合

3 前項各号の処分については運営委員会の承認を得るものとする。

(運営委員会)

第11条 貸付け業務の運営に関する事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 会長は、次の各号に掲げる者を運営委員として委嘱する。

(1) 行政機関 1名

(2) 理事 2名

(3) 民生児童委員 1名

3 委員の任期は2年とする。ただし、前条の役員が任期中にその職を退いた場合は、速やかにその後任者を選考し、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

5 委員会は、会長が招集する。

6 会議の議長は、会長があたる。

7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

8 会長は委員会に必要な応じて担当民生児童委員の出席を求めることができる。

第12条 前条に規定するもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(運営方法)

第13条 貸付限度は、予算で定める貸付金の総額を越えてはならない。

第14条 貸付資金は、确实なる金融機関に預け入れるものとする。

第15条 資金の監査は、監事が行う。

第16条 資金の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資金の返還)

第17条 この規程による貸付制度を廃止した場合における残余財産の処置については、出資金及び繰出金等の額を一般会計に繰入れするものとする。

(民生児童委員の役割)

第18条 民生児童委員は、借入申込みにあたって意見を具申するとともに貸付並びに償還業務に協力し、借受人に対し必要な指導を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行し、平成16年9月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。